

宿 泊 約 款

第1条（適用範囲）

- 1、当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
- 2、当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、第1条1の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 1、当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ることとする。
 - (1)宿泊者名と人数
 - (2)宿泊日及び到着予定時刻
 - (3)宿泊者の連絡先
 - (4)宿泊料金
 - (5)その他当館が必要と認める事項
- 2、前項に基づき当館に申し出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当館に申し出るものとする。
- 3、宿泊者が、宿泊中に第2条(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理する。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当館が第2条の申し込みを承諾したときに成立するものとする。

- 1、第2条により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当館が指定する日までに支払うものとする。
- 2、次の各号に定める事由が生じたときは、当館は当該宿泊者にかかる申し込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申し込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとする。
 - (1)第3条1の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当館が指定した日までに支払われないとき。
 - (2)第2条1に基づき申し出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内(但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の9時まで)に連絡がとれないとき。
 - (3)当館からの連絡を拒否されたとき。
- 3、第3条2(2)(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金は返還しないものとする。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1、第3条の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがある。

2、宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が第3条の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱う。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがある。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする方が他の宿泊者に迷惑を及ぼし、もしくは当館の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他の宿泊者もしくは当館の従業員に対し迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 当館においての天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊することができないとき。

(9) 宿泊しようとする者について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。

(10) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。

(11) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申し込みをしたとき。

(12) その他、各種法令又は新潟県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

宿泊者は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができる。

1、当館は、宿泊者がその責めを帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(規定により当館が申込金の期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除く。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けるものとする。

2、当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻を明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなして処理することがある。

第7条（当館の契約解除権）

1、当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがある。

(1)宿泊者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。

(2)宿泊者が、当館内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。

(3)宿泊者が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。

(4)宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。

(5)当館においての天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊することができないとき。

(6)客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。

(7)宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。

(8)この約款又は当館の利用規則に違反したとき。

(9)その他、各種法令又は新潟県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

2、前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申し出のあった宿泊者の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申し出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとする。

3、当館が前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)及び(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はしないものとする。

第8条（宿泊の登録）

1、宿泊者は宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録するものとする。

(1)宿泊客の氏名、年令、住所

(2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3)その他当館が必要と認める事項

2、宿泊者が第12条の料金の支払いを、宿泊券等通貨に代わりえる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示するものとする。

第9条（客室の使用時間）

1、宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、当館が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとする。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができる。

2、当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に可能な場合応じることがある。この場合、次に掲げる追加料金を申し受けるものとする。

(1)チェックイン時間前の客室利用 一名 2,100円(1時間につき 税込)

(2)チェックアウト時間後の客室利用 一名 2,100円(1時間につき 税込)

第10条（利用規則の遵守）

宿泊者は、当館内においては当館が定めて館内に掲示した利用規則に従うものとする。

第11条（営業時間）

当館の主な施設等の営業時間は次のとおり。

・フロントサービス 7時00分～20時30分

・食事提供時間

イ 朝食 7時30分～10時（開始時間 7時30分～8時30分）

ロ 夕食 18時00分～20時45分（開始時間 18時00分～18時45分）

・風呂 14時～10時

これらの時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがある。その場合には、適当な方法をもって知らせることとする。

第12条（料金の支払い）

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによる。

1、宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わりえる方法により、当館が請求した時、フロントまたは当館が指定する場所において行うこととする。

2、当館が宿泊者に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を請求するものとする。

第13条（当館の責任）

1、当館は、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではない。

2、当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入するが、保険契約上の免責事由に該当するときは、宿泊者の被った損害が填補されない場合がある。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1、当館は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとする。

2、当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当させるものとする。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払わないものとする。

第15条（寄託物等の取扱い）

1、宿泊者がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償するものとする。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償するものとする。

2、宿泊者が、当館内に持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品であってフロントに預けなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館その損害を賠償するものとする。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償することとする。

第16条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1、宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際に返却する。

2、宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品を当館に置き忘れた場合においては、一定期間当館にて保管し法令に基づき処分するものとする。

第17条（駐車場の責任）

宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではない。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任ずるものとする。

第18条（宿泊者の責任）

宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は当館に対し、その損害を賠償するものとする。

第19条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとする。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条及び第12条）

	内訳	
宿泊料金	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金	飲食料金及びその他の利用料金
	税金	消費税、入湯税等

（注）

1、基本宿泊料は公式ホームページ及び各予約サイトに掲示する料金表による。

別表第2 違約金 (第6条1)

	10名まで	11名以上
当日	100%	100%
全日	50%	100%
2～3日前	30%	50%
1週間前	—	50%
2週間前	—	30%
1ヶ月前	—	10%

(注)

1、%は、基本宿泊料に対する違約金の比率。

2、契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受する。

3、団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金は発生しない。

4、宿泊者が旅行会社・各予約サイトを通して宿泊申し込みをした場合で、申し込みの際に違約金(取消料)に関して当該旅行会社・各予約サイトによる別段の規定の適用があるとされている場合は当該規定に従うものとする。